

令和2年度 仙台市障害者施策推進協議会（第1回）議事録

| | |
|------|---|
| 1 日時 | 令和2年6月25日(木曜) 18:30~19:40 |
| 2 場所 | 仙台市役所本庁舎 8階ホール |
| 3 出席 | 安達委員、阿部委員、大坂委員、奥田委員、小野委員、小幡委員、菅野委員、佐々木委員、柴田委員、清野委員、高橋委員、寺田委員、中村委員、西尾委員、原委員、三浦委員、山下委員 ※欠席：川村委員、中嶋委員、支倉委員 [事務局]郡市長、高橋障害福祉部長、菅原障害企画課長、高橋障害者支援課長、井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長、林精神保健福祉センター所長、蔦森北部発達相談支援センター所長、早坂南部発達相談支援センター所長、福本青葉区障害高齢課長、山崎宮城総合支所障害高齢課障害者支援係長、只埜宮城野区障害高齢課長、大石若林区障害高齢課長、都丸太白区障害高齢課長、小泉秋保総合支所保健福祉課長、樋口泉区障害高齢課長、安孫子企画係長、阿部サービス管理係長、佐藤社会参加係長、阿部地域生活支援係長、佐藤障害保健係長、長岡施設支援係長、和田指導係長、平吹主任、平木主事、田所主事、相原主事、成田主事、水間主事 |

4 内容

- (1) 開会
- (2) 新委員紹介
- (3) 諮問
- (4) 市長挨拶

市長 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、本市の障害者施策について特段のご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大につきましては、障害福祉サービス事業所や医療機関など様々な現場において、皆様方にはお心を配っていただいておりますこと、いろんなところでご支援いただいていることにつきましても、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ただ今、諮問をさせていただきましたが、今回、次期「仙台市障害福祉計画」及び「仙台市障害児福祉計画」について、皆様方にご議論いただきます。

本市といたしましては、それぞれの次期計画において、令和3年度から令和5年度までのそれぞれのサービス等の目標値や、その確保方法、方策等を議論いただき定めまして、切れ目のないサービスが障害者の方々にしっかりと供給できるように定めてま

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

いりたいと思っております。ぜひ皆様方には忌憚のないご意見を頂戴したく思います。

また、今年度は、本市における障害者施策全体の方向性を定めた「仙台市障害者保健福祉計画」の中間評価をいただくタイミングでもございます。

現在の計画策定からちょうど2年が経過し、この間、国におきましては、障害者雇用促進法の改正による雇用機会の拡大や、障害福祉人材の処遇改善等に関する報酬改定など、障害者施策の課題解決に向けた法整備も進んできたところでもございます。

このような国の動向や、今般の新型コロナウイルス感染症の対応も含めまして、社会情勢が大きく変わっていく中で、どのような対応が必要であるのか中間評価をしていただいた上で、今後に必要な施策についてご議論いただければ幸いに存じます。

また、冒頭、司会からありましたとおり、今般の新型コロナウイルスの影響により時間を短縮してということでもございます。それぞれさまざまな思いをお持ちになっておられると思いますが、ぜひ時間をご配慮いただきながら、闊達なご議論をいただきますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(5) 会長挨拶

会長 　ただ今、郡市長から障害者総合支援法と児童福祉法に基づく二つの計画、「仙台市障害福祉計画第6期」と「仙台市障害児福祉計画第2期」の諮問をいただきました。皆さまご存知のように障害者福祉に関しては、さまざまな点で大きく変わっているところです。そのようなことを踏まえて皆様と共にこの二つの計画について仙台らしさ、ということは皆さんいつもおっしゃっていますので、そのようなことで検討させていただき、諮問に答えたいと思います。

また、障害者基本法に基づく仙台市障害者保健福祉計画のモニタリングの年でもあります。モニタリングにつきましては、地方自治体としては、恐らく仙台市が最初に取り組んだと思われまます。現在は全ての自治体がモニタリングを行うようになりましたが、そのようにさまざまな意味で障害者福祉ということを重く受け止めていただき、仙台市で取り組んでいることも含めて、皆さんが主体的に関わっているためと思います。今年は計画の策定、モニタリング、市長がおっしゃられましたがさまざまな法律が変わっていきていること等をしっかり踏まえて、仙台市で暮らしていて良かったと多くの方々を感じるように、また障害がある人にとって不便なこと、困ったことが解決することは誰にとっても暮らしやすい仙台市であるということを目指して、皆さんよろしくお願ひいたします。以上簡単ですが、皆さんと一緒にまずはキックオフということで、始めましょうということでご挨拶させていただきました。よろしくお願ひいたします。

(6) 議事録署名人氏名

① 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認。

② 議事録署名人氏名

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

議事録署名人について、会長より佐々木委員の指名があり、承諾。

(7) 議事

①第6期仙台市障害福祉計画・第2期仙台市障害児福祉計画の策定について

②令和2年度質的モニタリングの実施について

会 長 それでは、7の議事に入ります。

(1) 第6期仙台市障害福祉計画・第2期仙台市障害児福祉計画の策定について、

(2) 令和2年度質的モニタリングの実施について、事務局から説明願います。

障害企画
課 長
(事務局)

新年度第1回の施策推進協議会ということで、例年であれば、本日の配布資料について、時間を割いてご説明をいたしておりますが、新型コロナウイルス感染防止のための短時間開催ということで、今回は、計画策定に関連します、資料1、2、3、およびその参考資料についてご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、資料1をご覧ください。

一番下の図をご覧ください、障害者保健福祉計画は、障害者施策の方向性を示すもので、平成30年度からの6年計画で進めているところでございます。

一方、「障害福祉計画（第5期）」「障害児福祉計画（第1期）」は、サービスの見込み量を定めるため、3年間の計画となっており、今年度は最終年度にあたります。

障害者施策は、この3計画が一体となって展開しておりますが、今年度は障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）を新たに作成し、また、障害者保健福祉計画は中間年度に当たりますので、進捗状況の評価を行う年となっております。

両計画の位置づけですが、1.策定の趣旨の図にあります、障害者保健福祉計画が、障害者施策全体の方向性を定めるのに対し、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は、国の基本指針に示された、障害福祉サービス等の見込み量を定めるものでございます。

資料が飛びますが、一番最後の「参考資料1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し等について」をご覧ください。ここでは、国の施策の主な動きや、基本指針の見直しの主なポイントについてまとめました。特に最後のページをご覧ください。厚生労働省資料よりという資料です。

一番上の、1.基本指針についてです。「基本指針」は、今後の障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定めるためのものであり、令和2年5月に告示されました。その下の2.基本指針見直しのポイント3では、令和5年度までの成果目標が示されています。

都道府県・市町村はこの基本指針に即して、来年度から3ケ年の障害福祉計画・障害児福祉計画を策定いたします。資料1にお戻りください。

策定の趣旨ですが、繰り返しになりますが、「障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、本市の障害福祉サービス等の見込み量及びそれを確保するための方策を定める「市町村障害福祉計画」として策定いたします。

「障害児福祉計画」は児童福祉法に基づき、本市の障害福祉サービス等の見込み量

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

及びそれを確保するための方策を定める「市町村障害児福祉計画」として策定いたします。

2の策定の進め方ですが、この仙台市障害者施策推進協議会に諮問を行い、計画のあり方について審議いたします。仙台市障害者自立支援協議会や仙台市精神保健審議会等、関連する他機関の審議を反映させます。仙台市パブリックコメント手続に関する実施要綱に基づき、市民・事業者の意見を公募します。このような手続きを経て、来年3月の策定に向け進めていきます。

3の計画期間については、先ほど説明をした通りです。

裏面をご覧ください。計画の位置づけです。本計画は、仙台市基本計画を踏まえながら、各種関連計画と連携し、保健福祉をはじめとしたさまざまな分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定いたします。今後のスケジュールについては、以下の通りです。

次回協議会では中間評価（案）および計画中間案骨子をお示しさせて頂き、ご審議いただきたいと考えております。その後、11月の第3回協議会で修正案の提示、12月にパブリックコメントを実施し、3月に答申、計画策定を行いたいと考えております。以上が、「資料1 計画の策定について」でございます。

続きまして、資料2でございます。資料1で、今年度の2つの計画の策定、および障害者保健福祉計画の中間評価について触れましたが、まずは、本市の障害者施策の進捗状況の検証、課題の整理を行ってまいります。

本市の障害者施策ですが、平成30年度に策定した「障害者保健福祉計画」に従って推進しております。計画冊子の12ページにございますが、5つの基本方針、そして18ページで示しておりますが基本方針に沿った、5つの体系に整理し、38ページ以降に示してある関連事業一覧に沿って事業を進めているところでございます。

この計画関連事業ですが、それぞれの事業については、計画3年目を迎えて、進捗状況や、それぞれの課題が見えてきたところでございます。この計画関連事業の進捗状況につきましては、参考資料2の仙台市障害者福祉計画等に関する監視等実施方針に基づき、量的モニタリングや質的モニタリングとして進捗状況の確認を行い、当事者や事業者などからご意見をいただき、各年度この施策協で報告させていただいているところでございますが、今年度も資料5-1で計画冊子38ページ以降に記載しております196事業の量的な進捗状況、量的モニタリングを添付させていただきました。1つ1つの事業については、ご高覧頂きたく存じますが、この196の事業でも特に重点分野と定めている事業や、近年、大きな課題となっている取り組みについては資料2に抜粋いたしました。

資料2をご覧ください。表の見方ですが、一番左が計画冊子18ページの5つの施策体系に分けてあり、その右が、計画冊子38ページに示してある196事業の中から重点を置いている事業を列記しました。そして、現在の進捗度をa,bで自己評価させていただいております。今回、短時間の開催により、各事業の進捗を見やすく表示するため、我々が自己評価を行ったものになります。

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

aという評価は想定通り順調に進んでいるものです。bという評価は、事業自体は着実に進めておりますが、何らかの課題があり、解決に向け整理を行いながら進めている事業です。例えば、計画自体は予定通り着手しておりますが、想定より多くのニーズがあり、さらに進捗を測らなければならないもの。例えばですが、1の②の虐待相談ですが、相談件数自体が増加していること、虐待かどうか判断が難しい、裏付けを得るのも困難な案件の増加などにより、なかなか予定通り進んでいないもの。また、策定当時以降の情勢の変化により、さらなる対応が必要になっている事業等もbにさせていただきます、4の⑥意思疎通支援、コロナ禍で、視覚、聴覚障害者などへの情報提供が必要となる量が飛躍的に増加していることなど、進めてはいるものの思うようにいかないという事業もbにしております。bについては進捗状況に幅はありますが、課題を整理しながら進めている事業といたしました。

その右が、それぞれの事業における課題と考える点です。aについては、課題ではなく、さらに進捗させるための視点を記載しました。施策体系ごとに簡単に説明いたします。

まず、一番上の（1）共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進です。施策体系では、①障害理解・差別解消、②虐待防止・成年後見制度等の2つに分け、事業を進めております。

「重点事業」としては、障害理解サポーター事業を挙げさせていただきました。行ったり来たりで申し訳ございませんが、先ほどの資料5-1をご覧ください。「障害理解サポーター事業」については、上から2つ目。左側に◎をつけていますが、重点分野として、特に力を入れている事業です。事業の概要は「障害のある方への理解や、障害のある方の社会参加を推進するため、企業・団体などに対して障害当事者などの講師を派遣して、障害に対するよき理解者としてのサポーターを養成する研修」です。

平成30年度実績は、16回開催、439人受講、令和元年度は31回954人の受講。障害当事者の講師者数も平成30年度の登録講師は13人、令和元年度の登録講師は26人と順調に進捗しております。表の右側には、評価や今後の方向性を記入しております。

資料2にお戻りいただきまして、この量的評価を資料2にまとめています。障害理解サポーター事業の進捗度は、先ほどの資料5の実績から順調に進んでいますが、さらに取り組みを進めるためには、より多様な分野・業種の団体・企業へのアプローチを進めていかなければならないと考えております。

同様に、2つ目の「市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発等」。事業の説明は省略させていただきますが、これも資料5-1で重点プロジェクトに位置付けております。進捗度はa、これも、障害への関心の低い市民や事業者に対して広く啓発する機会や広報媒体の検討を行うことにより、さらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

3つ目の虐待防止体制の整備。これは重点プロジェクトではありませんが、近年相談が増えており、相談内容の多様化による虐待か否かの判断が困難なケースが増えて

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

いること等、今後力を入れて進めていく必要があると考えており、資料2に挙げさせていただきます。進捗度はbといたしました。

このように施策体系ごとに、重点事業や近年課題となっている主な事業を資料2にまとめさせていただきます。

次に、もう一つ右の列「厚生労働省改正基本指針、近年の法改正等」ですが、これが冒頭で説明いたしました、最後のページの参考資料1にございます、平成30年4月以降の国の施策の主な動きや、5月19日に国より示されました、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の作成にあたっての基本的な指針を、事業ごとに整理したものです。

例えば、(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進では、本協議会の阿部会長が委員として参加しております「障害者差別解消法施行3年後の見直しの検討」において、差別や合理的配慮など論点ごとの現状や課題、見直しの方向性等が示されております。

ここまで、障害福祉計画の施策体系ごとの重点事業、その進捗度の自己評価、今後に向けた課題。そして、国の基本指針や法改正等を説明しましたが、これらを踏まえ、障害者保健福祉計画の後期計画期間に取り組むべき方向性を、一番右側に示しております。(1) で言えば、「障害への関心の低い市民や事業者に対する効果的な啓発の実施」や「児童期など早い段階から障害当事者と交流する機会等の創出」等を後期計画期間中に取り組んで、理解促進を図ってまいりたいと考えております。

このように、資料2で施策体系ごとの事業の報告と進むべき方向性を抜粋し、まとめております。会議時間の関係上、1事業ごとの進捗評価や課題、基本指針や近年の法改正は、後ほど資料でご覧頂きたく存じますが、施策体系ごとに数点説明させていただきますと、(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実の中では、⑤家族支援で、「発達障害児の家族支援体制の整備・充実」として、乳幼児や学齢児への関わり方を課題と考え、国の改正指針でも発達障害児の支援の充実が挙げられ、「ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保」・「発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保」が基本指針の主なポイントに挙げられています。後期計画期間においては、右のような視点で取り組みたいと考えております。

裏面(4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実です。①一般就労・福祉的就労では、多くの事業が重点となっており、「関係機関のスキル向上」、「利用者の工賃向上」、「障害者就労への理解促進」が課題となっております。改正基本指針においても「福祉施設から一般就労への移行等の推進」がうたわれており、右のような分野に力を入れていきたいと考えています。また、③スポーツ・レクリエーション・芸術文化で、2020 東京パラリンピック関連が重点事業となっております。パラリンピックに関する情報はございませんが、来年度も現事業を推進してまいります。

5の安心して暮らせる生活環境の整備では、人材育成支援等を行っておりますが、④では、本市が行っている人材育成支援に関する事業効果の量的な把握を行い、障害

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

福祉サービスのイメージ向上を行っていくことが課題であります。改正基本指針で「障害福祉人材の確保」、「研修の実施、多職種間の連携の推進及び積極的な周知・広報等」を行うことが示されており、令和3年度以降も学生に対する障害者就労への理解促進や、現在在籍する事業所職員が継続して働き続けられるような研修会の実施に取り組んでいきたいと考えております。

以上、資料2で現在の障害者保健福祉計画の主な事業の進捗状況や課題、国の改正指針や近年の法改正をまとめ、計画の体系の中で後期期間に取り組むものをまとめさせていただきました。また、新たな2つの計画を策定するための取り組み状況としてもまとめさせていただきました。

一方で、新型コロナウイルス感染防止のため、現在進捗できない事業、特に最初に説明を行いました障害理解サポーター事業、例年秋に開催しているウエルフェア等多くの人が集まるイベントを活用した事業は、事前準備や、参加申し込み周知自体が難しい事業が多く、対応に苦慮しているのが現状です。新型コロナウイルスの感染状況に関する影響も考慮に入れながら、今後の取組みを考えていきたいと考えております。資料2については、以上のとおりです。

続きまして、資料3「令和2年度仙台市障害者施策推進協議会における質的モニタリング調査（案）」についてでございます。1. 調査目的です。質的モニタリングは、参考資料2「仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針」に基づいて、数値目標等の監視だけでは十分に把握しきれない本市における障害者保健福祉施策等の現状と課題について把握し、これまでの調査等と併せて、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間評価の基礎資料とするとともに、今後の障害者施策の方向性等を検討するための資料とするために実施いたします。

今年度は、先ほど資料2で、現計画における施策体系ごとの事業の進捗状況や、後期期間の主な取組みを説明いたしました。これについては、それぞれの量の比較で測れる推移や、行政側で課題と感じたものを、国の指針を踏まえ、取り組むべき方向性として我々がまとめたものです。

一方、この方向性については、あくまでも行政側の視点であり、障害当事者や家族、支援を行うサービス事業所や市民が望むべき方向性と乖離があることが考えられます。

そのため、表にございますが、先ほどの施策体系に従い、それぞれ対象者が感じている課題や望んでいること等について直接聞き取り調査を行い、われわれが取り組むべき方向性と一致しているか等、肉付けの参考にしたいと考えております。これについても、現時点では主な質問項目のみを挙げており、来月に調査を実施したいと思っておりますが、詳細な質問項目を委員の皆様にお示しし、ご意見を伺いたいと考えております。

調査方法については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での調査を最小限とする必要があるため、書面調査を原則とし、必要に応じ電話または対面での調査を補完的に行っていきます。

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

最後にスケジュールですが、本日、質的モニタリングの方向性をお示しさせていただきました。この後、調査内容について、委員の皆様にご意見をお伺いし、7月下旬に調査票を発送。8月下旬に電話・対面調査を行い、10月の第2回施策推進協議会において、当局でまとめた資料2の後期計画期間の主な取り組み、質的モニタリングでのご意見を合わせた形で、障害者保健福祉計画中間評価（案）、障害者福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）の案をお諮りし、ご審議いただきたいと考えております。

時間の都合上、資料4以降はご高覧頂きたいと思っております。なお、新型コロナウイルス感染症対策については、本市で6月に新型コロナウイルス感染症対策プランを策定いたしました。

障害のある方についての記述は、さまざまな情報保障に努めること、マスクや消毒液などの衛生商品を確認するための支援を継続すること、テレワークなどの就労支援に関することなどが記載されております。

そのほか、新型コロナ感染症拡大初期、3月以降の我々の取り組みについては、本日机上配布しました資料9にまとめております。後ほどご覧ください。

ご意見や、ご質問がございましたら、事務局にお寄せいただきたく存じます。当局からの説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいまお手元の次第7の議事(1)、(2)について事務局より説明がありました。まず初めに、事前質問票で3人の委員の方から質問が届いておりますので、その3人の方から発言していただきます。奥田委員、寺田委員、西尾委員の順で発言していただきたいと思っております。

奥田委員 資料2(3)地域での安定した生活を支援する体制の充実、③居住支援についてですが、障害者の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備事業については、今後になるかとは思いますが、後期計画期間について、地域のグループホームで暮らす重度障害者の高齢化に伴う障害者の受入れに対応したグループホームの整備に対する補助の実施とありますが、私どもの施設も20歳から80歳ぐらいまでの方々がおります。その中には認知症などの方がおられて、一般のグループホームでは生活が困難になってきております。そういった方々のハード面の補助あるいは日中支援型のような施設の補助的なことを考えているのでしょうか。

障害者支援課長 グループホームの整備に対する補助の想定ですが、現在は消防設備の整備の際の補助といたしまして、ハード面の補助を設けています。奥田委員がおっしゃったようなニーズがあることも承知してはいますが、それに加えてソフト面の補助が現在無い状況ですので、例えば行動障害のある方にもしっかり対応できるような人員体制を取るための補助の在り方についても含め検討しているところです。

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

寺田委員 私からは意見も含めてお話をしたいと思います。資料2のaとbで進捗度について表現されていましたが、より詳しい中身の資料5-1を合わせてみても、こういった場合がa又はbなのかの判断基準が感覚的に見えてわかりにくい部分があったため、今後の計画にあたって、総論的意見になりますが、極力、計画の進捗や達成状況を把握して、評価しやすくするためにできる限り数値目標が必要であり、数値目標を設定する工夫や努力が必要であると思いました。

目標の中身についても、例えば、理解促進のための研修の実施回数といったアウトプットの部分と、本当の成果すなわちアウトカムの指標として、本日の資料5-1の整理番号2の評価欄に数値が記載されているように、実際に参加した人数とそのうちの程度の参加者が理解したかの割合等について、可能な範囲で目標として設定できればいいと思いました。

あるいはバリアフリーで言えば、例えば資料5-1の整理番号168及び173にバスのノンステップバスは、今年度何台ノンステップバスになったのか記載されているところ、バス全体の何パーセントまでノンステップバスになったのかという関心もあり、バス事業者からの情報提供を求める必要も出てきますが、そのあたりも含めて今後の計画の目標や成果指標にしていけたらよいと思いました。2件とも要望に近いものでした。

障害企画課 長 おっしゃる通りでして、数値化できるものについては、可能な限り数値化して指標ができるようにしていきたいと思います。数値化しにくいものに関しても、アンケートをとっているのでも、それを活用していきたいと思います。

西尾委員 私からは精神障害の領域に関してお話しします。資料2の(3)地域での安定した生活を支援する体制の充実の④について、例えば「地域移行・地域定着支援」がありますが、この進捗度がbとなっています。先ほどのお話にもありましたけれども進捗度にはaかbしかなく、その指針もあいまいです。そして、b「おおむね順調に進んでいる」というと、なかなかそういう実感がなく、社会的にも課題はまだまだ続いていて、精神障害者を支えるアウトリーチや居住支援に関してもまだまだ十分に進んでいるとは言えません。

「地域移行・地域定着支援」事業に関しては、しっかり受給者証を使って支援を受けている人はほんとうに一握りしかいない。相談支援に関しても精神科医療機関の方で外来の患者さんを相談支援事業所につなげようとしても「うちは一杯で」と利用を断られるということはまだまだある。特に居住支援に関して、クライシスだけれども本来の疾患の問題ではないので入院ではなく、ショートステイでの対応を考えた時に利用できる事業所も1~2カ所ぐらいしかない。グループホームに関して、私が担当している患者さんの例で言えば、家族がどうしてもご本人とは一緒に暮らせないといい、入所できるグループホームが決まってからの退院という設定となったが、それ以降数か月ぐらい空き待ちをしています。特に女性よりも男性の方が空きがなく、た

令和 2 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

またま 1 か月に 1 回ぐらい空きが出るかもしれないが、「1 階の部屋がいい」などの要望に合うところを探すと数か月ぐらい待たなければならない現状がある。

質問という形でいうと、こういった精神に関することが「おおむね順調に進んでいる」としたらどういう根拠で進んでいるのかということ、さらに課題があるということであれば、仙台市でこういった課題があると認識されているのかをお聞きしたいと思います。

障害者支援課長

精神障害者の地域移行・地域定着支援については、さまざまな主体や要素が関係する非常に複合的な課題であり、最も重要な点としては、社会的入院となっている患者さんの退院を促進することであると認識しています。ところが、社会的入院は戦後の日本において半世紀以上にわたって、収容主義を奉じてきた結果であり、入院中心に適合するように作られてきた社会の仕組みや人々の意識に対して、国家レベルでのよほどの構造的変革が行わなければ根本的な解決は望めないと考えられます。

本市としては精神保健福祉審議会において、仙台市における精神障害者にも対応した地域ケアシステムの構築について昨年度から審議を始めておりました、地域における支援体制のあり方や精神障害者の地域移行の促進を具体的なテーマとして丁寧に検討をしていくところです。実に広範なテーマ設定となるうえ、扱う課題が極めて高度複雑であることから令和 6 年度までの 6 年間にわたり検討する予定ではありますが、それぞれの段階で検討結果を報告書として取りまとめ可能なところから具体的な事業化に取り組むこととしています。

すでに、令和元年度において、地域における支援体制のあり方に関連しまして「精神障害者を支えるアウトリーチ支援のあり方」について報告を行いまして、精神障害者の特性に沿った支援としてのアウトリーチ支援の進め方や、アウトリーチを担う人材の育成に関する事業化を検討する段階にいたっております。こうしたことから、根本的な課題が解決されていないという点においては課題を残しておりますが、本市の障害者保健福祉計画に沿って検討を進めておりました、その意味で、段階的には進捗していることから、進捗度を今回 b にしたところです。

西尾委員

計画を立ててやっていくということですが、これからだと思いますが、確かに長期入院、社会的入院の問題は国家自体が変わらなければというところもありますが、先ほど話したグループホームの男性は 20 代ぐらいで、今まで何十年も入院しているとか、ロングステイではなく、新たに長期化したというそういったことがでてきており、グループホームの問題は深刻化していると思いました。

会長

ありがとうございました。事前に質問をいただいた 3 人の委員の方から発言をいただきましたが、それでは委員の皆様から概ね 1 時間ということで、あと 10 分ぐらいですが、確認、質問、ご意見をいただければと思います。いかかでしょうか。

令和 2 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

清野委員 資料 2 で先ほど課長からご説明をいただいたところで、障害理解サポーター事業で昨年度、私どもの方からも 2 名ほど紹介をさせていただき、非常に勉強になりいい機会になった、張合いが出たというような感想をもらい、非常にいい事業だと思いました。今年度もぜひと思ってはいましたが、先ほどご説明のように、新型コロナウイルス感染対策によってなかなか思うように事業が進められないということと、もう一点、課長が話された、虐待相談が増えているということで、新型コロナウイルス感染対策のためのステイホームや自粛生活によって、家族との距離が近くなったり一緒にいる時間が増えたりなど、本日、よりそいホットラインの報告書を配らせてもらいましたが、その中でも家族内での暴力が増え、虐待に繋がっていると日々感じており、相談件数が増えているという事実がございます。

その中で新しい生活様式を、これから新型コロナウイルスの影響がどこまで続くのか、終息が見えてこないということも考えますと、今後の障害福祉計画を考えていく上で、仙台市としても何らかの形で感染症対策やその中で見えてきた良いところや課題を震災の時もですが、そこから学び変えていく必要があるものを漠然とした意見で申し訳ありませんが、何らかの形で反映させていくということ、今この時期だからこそ、いち早くできればと思いました。

会 長 新型コロナウイルス感染症のために外出できないことからさまざまな問題もあると思いますが、何か委員の皆様からご意見はございますか。

ではこの大きな問題についても検討の中に入れていくべきではないかということについて、事務局お願いいたします。

障害企画
課 長 我々も新しい生活様式をひしひしと感じておりまして、例えば障害者就労については、会いに行きたくでも断られてしまっていて、そういった人と人が会うことが非常に難しくなっているので、理解促進についてのイベントもしづらくなっておりますので、リモートワークのようなことを進めて、そういった新しい生活様式に合わせた取組を考えていかなくてはと思っています。

会 長 その中身についての検討は大事なことであります。ICT 等さまざまなものの活用というのが言われておりますので、障害者お一人おひとりが活用できるような入手方法、使い方を含めて大事になってきています。ありがとうございます。

小野委員 障害者の方の就労の訓練の部分で、資料 2 の裏面、就労と社会参加の充実の 1 ですが、厚労省の改正方針を含めて、もっとこれからも福祉施設から一般就労への移行が上がっていくという数値の見通しがたてられていて、もちろんその通りだとは思いますが、例えば最近仙台にもいろんなことを取入れた魅力的なタイプの A 型事業所がとても多く求人が出されています。

ただ、実際には A 型は一般就労にはカウントされないことや、毎年 1 回、就労支援

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

センターで出している一般就労調査の中でも今年度は、一般就労以外の細かい方の分類を報告することになっていましたが、A型事業所はどのぐらいいるのか、またどういふうに一般就労以外の移行の対象者がいるのかを細かく聞いて反映させていきたいのだと理解しております。A型が特に魅力的になってきて、実際に移行の方から同じ天秤で実際の当事者にとっては、一般就労とA型事業者の区別がすごくわからなくなってきたという実態が一つあることと、A型事業者の会社が魅力的であれば行きたいという方がすごく増えているということがひとつあります。

また、コロナ禍で求人数が少なくなっていることもあります。たまたまこの1週間で3回ハローワークに同行で一緒に行きましたが、6月なので求人は少ない時期ですが、いつもであれば、支援者が誰かが何名かいるところ、今はほとんどいないという現状の中で、数字を達成できるところが非常にA型に行きたいという方の応募が多くなって人数が増え、一般就労についても世の中の情勢も大きく変わるのかと考えられるので、これから立てる数的目標のところは不安であります。

二つ目は意見になりますが、コロナ禍で同じ移行支援施設や福祉団体にどういった対応をとっているのか、どこまでやろうとしているのか等、移行支援事業所同士で繋がりたいと思いますが、自分のところで精一杯で声を上げることができませんでした。ですので、中核としての就労支援センターが窓口となっていて、オンラインで繋がってしまえばすぐなので、そういったことをもっと気軽に声をかけてもらえると非常に福祉施設もレベルアップを含めてよいと思います。

逆にコロナ禍を繋がるチャンスと捉えて、いろいろ企画していってもらえるとよいと思います。

会 長 ありがとうございます。ただ今の意見は、コロナ禍で大事なものと新しいツールや見つけ、それを活用することによって繋がりを持てるといったことを含めて事務局側お願いいたします。

障害企画
課 長 就労支援に関しては、障害者に限らず一般就労自体も非常に雇用率が危惧されており、つど労働局に確認はしていますが、最新の情報はないので情報交換を蜜にしながら障害者就労の状況を探りたいと思います。

また横の繋がりについても新たにできることもあるので、障害者就労支援センターとの関わり方を新しい生活様式の中で集めていきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。委員の皆様から何かございますか。
それでは、次第7の議事についてはここまでとします。

(8) 報告

会 長 続いて、次第8 報告ですが、冒頭でもご案内いたしましたとおり、開催時間の短縮のため、事務局からの説明および質疑応答は割愛とさせていただきます。

(9) その他

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

会 長 次に、次第9 その他ですが、皆様から何かございますか。
本日の議事及び報告が終了しましたので、事務局にマイクをお返しします。

(10) 閉会

事務局 最後に事務的な連絡を申し上げます。
本日の議事録については、事務局にて案を作成のうえ、委員の皆さまにお送りいたします。これに加除修正をしていただき、ご返送いただければと考えております。それに基づきまして、事務局が修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。次回の協議会につきましては、10月下旬の開催を予定しております。日程が固まり次第、追って委員の皆様にはご案内をお送りさせていただきます。
それでは以上をもちまして、令和2年度第1回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。

署名人

佐々木寛成